

給付金に関するよくある質問

Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 出産応援給付金（妊娠中）の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A 出産応援給付金は、母親（妊婦）が申請者となります。

Q 子育て応援給付金（出産後）の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A 子育て応援給付金は、児童を養育する方が申請できます。
父母で児童を養育している場合は、父・母のどちらが申請していただいても構いません。
ただし、重複して申請することはできません。

Q 双子を妊娠しました。出産応援給付金として10万円を受け取ることはできますか。

A 出産応援給付金（妊娠中）については、双子、三つ子の場合も5万円のための支給となります。
なお、出産後に支給する子育て応援給付金は、5万円×出生児童数を支給します。

Q 応援給付金の振込口座は、誰のものがいいですか。

A 申請者名義の口座への振込が原則です。
申請者：出産応援給付金⇒母
子育て応援給付金⇒児童を養育する方（父母等）
やむを得ず申請者と別の方の口座への振込を希望の場合は、委任状が必要です。

Q 申請書が届きましたが、その後市外へ転出予定です。旭市と転出先の市町村どちらに申請をしたらいいですか。

A 申請時に住所がある市町村に申請するのが原則です。旭市で申請される場合は、転出の手続きの前に申請をしてください。転出後は、転出先の市町村へ相談してください。
旭市と転出先の市町村の両方から支給を受けることができませんのでご注意ください。

Q 流産や死産をした場合は対象になりますか。

A 妊娠届出後に流産・死産をした方も出産応援給付金の支給対象となります。